

2017年（平成29年）7月31日

大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会

会長 小原正敏

勸告書

申立人A氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済を求める旨の申立がありました。

当会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勸告します。

第1 勸告の趣旨

当会は、貴所に対し、女性被収容者の居室への巡回は全て女性職員が行い、男性職員を同行させないよう勸告する。

また、被収容者の居室を監視カメラによって常時監視することは、被収容者のプライバシー権を大きく制約するものであるから、自傷行為に及ぶおそれが高い等、高度の必要性がある場合に限定するよう勸告する。

第2 勸告の理由

1 認定した事実

以下の事実には争いはない。

申立人は、2015年（平成27年）6月当時、大阪拘置所の単独室で勾留されていた女性である。

申立人の居室の廊下側の壁の下半分は外部から見えない造りになっているが、上半分は鉄格子になっているため、廊下から居室内が見える状態になっていた。

トイレは居室の奥側にあり、廊下からは見えないように衝立が立てられているが、その衝立の高さが腰の位置までしかないので、角度によっては廊下からトイレが見える状態になっていた。

巡回は女性職員が実施していたが、看守長以上の監督職員は全て男性職員であり、男性監督職員が女性職員同行の上で巡回することがあった。

申立人は、男性職員が巡回に来ることを考えると居室内で落ち着いて過ごすことができないので、男性職員が巡回に来る場合には事前に声を掛けるよ

う申し入れた。

その申入れ後、男性職員の巡回前に声が掛かるようになった。

また、申立人の居室は、女性被収容者の居室不足を改善するために、もともと男区だったところを女区に改修する工事をしていた棟にあったことから、女性職員が常時配置されておらず、そのことによる動静把握の不備を補うためとして、居室内に監視カメラを設置されて常時監視されていた。

2 当会の判断

(1) 本件に関連する憲法・条約の条項

① 日本国憲法

第13条「全て国民は個人として尊重される」

② 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）第10条第1項（1966年国連総会採択）

「自由を奪われたすべての者は、人道的にかつ人間の固有の尊厳を尊重して、取り扱われる」

③ 被拘禁者取扱いのための基本原則第1条（1990年国連総会採択）

「すべての被拘禁者は、人間としてのその固有の尊厳及び価値を十分に尊重して取り扱わなければならない」

④ 被拘禁者処遇最低基準規則第81条

（2015年国連犯罪防止及び刑事司法委員会採択）

第1項「…女性用区画は、責任ある地位の女性職員の管理の下に置かれ、この区画の鍵は全て、この職員が保管しなければならない。」

第2項「男性職員は、女性職員の同伴がなければ、女性用区画に入ってはならない。」

第3項「女性の被拘禁者を世話、監督するのは、女性職員のみとする。」

(2) 男性職員の巡回について

上記被拘禁者処遇最低基準規則第81条の規定から明らかなとおり、女性区画は責任ある地位の女性職員の管理の下に置かれなければならない。女性の被拘禁者を世話、監督するのは、女性職員のみとしなければならない。

しかし、被申立人においては、監督職員が全て男性職員であり、女性職員がいないことを理由に、男性職員による巡回監視を常態化させている。

この取扱いは、上記被拘禁者処遇最低基準規則第81条に抵触しており、人権侵害があると判断せざるを得ない。

すなわち、被収容者は、就寝、着替え、排せつのいずれをも居室の中で行っているところ、巡回時と言っても、女性被収容者にとっては男性職員からその姿を見られることは屈辱であるし、事前の声掛けがあつたとしても、男性職員の巡回が常態化しているのであれば、いつ何時男性職員が来

るかもしれないという不安を持ちながら日々を過ごさなければならないのであるから、そこには、被拘禁者処遇最低基準規則第81条によって具体化された被収容者の人格権の侵害が十分に認められる。

この点、被申立人は、男性職員の巡回を正当化する理由として、監督者に女性職員がいないことを挙げるが、それは人事政策上の問題であって、女性職員を監督者にし得ない理由は無く、本件人権侵害を正当化するに足る根拠にはならない。

(3) 監視カメラによる常時監視について

居室における監視カメラによる常時監視は、被収容者からすれば、四六時中その動静を注視されているのと同じ効果を持つものであり、プライバシー権を大きく制約するものであるから、施設管理・秩序維持等の目的を達成する必要性が大きいことに加えて、その目的を達成するために必要やむを得ない場合に限ってなされなければならない。

具体的には、自傷行為を防止する必要性が認められる場合など、目的達成の必要性が高い場合に、プライバシー権制約の程度が低いその他の方法では目的遂行ができない特別の事情がある場合に限定されるべきである。

しかし、申立人には、自傷行為の可能性などの、常時監視を必要とする事情が認められないので、申立人を監視カメラによって常時監視するほどの必要性は認められない。

これに対し、被申立人は、本件で申立人の居室に監視カメラを設置した目的について、居室棟に女性職員が常時配置されていないことによる動静把握の不備を補うことを挙げているが、それは、女性職員による巡回回数を多くする等、プライバシー権制約の程度がより低い措置をとることによって対応できるものと言い得る。

したがって、本件においては、監視カメラによる常時監視以外の方法では目的遂行ができない特別の事情は認められず、申立人のプライバシー権の侵害があったものと判断される。

3 結語

以上により、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以 上